

第 20 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 3 年 6 月 18 日(金)21 時 00 分～21 時 30 分

場 所：本庁舎 16 階 第一特別委員会会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

定刻となりましたので、第 20 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。昨日開催されました政府の対策本部会議におきまして、北海道は緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置へ、6 月 21 日以降に移行することが決定されております。

また、先ほど開催されました北海道の対策本部会議におきまして、札幌市にまん延防止等重点措置を適用すること、および今後の対策が示されましたので、これらを踏まえ、本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。初めに、会議次第の(1)について、事務局からご報告をさせていただきます。

【危機管理対策部長】

事務局、危機管理対策部の永澤です。北海道の取り組みについてご説明いたします。資料は、北海道の本部会議資料をご覧ください。こちらは本日、開催された北海道の本部会議の資料で、原案通り決定されたところです。

資料 1「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針(令和 3 年 6 月 17 日付け変更)について」をご覧ください。こちらは昨日、政府の本部会議で基本的対処方針が変更されたものをまとめたものとなっております。「1 措置区域の変更等」です。北海道を含む 7 都道府県、現在、緊急事態措置となっておりますが、6 月 21 日からは、まん延防止等重点措置の区域に追加されました。

緊急事態措置およびまん延防止等重点措置の期間延長についてです。緊急事態措置の沖縄県、まん延防止等重点措置の埼玉県、千葉県、神奈川県につきましては、7 月 11 日まで期間が延長されており、岡山県、広島県は緊急事態措

置が 20 日で終了となっております。

「2 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」です。例えば、飲食店につきましては、営業時間の短縮、20 時までの要請を行うこと、また、酒類の提供は一定の要件を満たした店舗において、19 時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、酒類の提供を行わないよう要請することなどが記載されております。

資料 2「道内の感染状況等について（案）」です。北海道の 7 つの指標と、本日、6 月 18 日の状況です。1 週間前と比較しますと、感染経路不明割合は増えておりますが、それ以外の 6 つの指標は前の週を下回っております。

「特定措置区域の主な指標の状況」をご覧ください。6 月 18 日の札幌市の状況は、4 つの指標のうち、感染経路不明割合は 1 週間前を上回っておりますが、他の 3 つの指標は下回っているところです。

下の指標は、「国の分科会の提言で示された新たな指標（全道）」の、6 月 18 日時点の状況をまとめたものです。

「最近の感染状況等について」をご覧ください。感染状況ですが、全道の新規感染者数は 10 万人当たり 11.4 人となっております。特定措置区域の感染状況についても減少傾向が続いているものの、札幌市では 10 万人当たり 21.2 人と引き続き、高い水準にある、とされております。

医療提供体制は、全道の入院患者数は減少傾向が見られるものの、引き続き高い水準、特に札幌市内においては、より高い水準にあり、厳しい状況が続いているところです。

今後の対応です。全道の感染状況は大きく改善しているが、厳しい医療提供体制が続いております。特に札幌市においては、新規感染者数が依然高い水準にあることや、医療提供体制が厳しい状況にあること等を踏まえて、人と人との接触機会を抑えるための強い対策を講じることが必要である。こうした状況を踏まえ、北海道の警戒ステージについては 4 に移行し、札幌市内においては 5 相当を維持するとされたところです。

資料 4「北海道におけるまん延防止等重点措置（案）」をご覧ください。実施内容です。国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市内を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、特措法に基づく要請を行うこ

ととされたものです。措置区域は札幌市です。期間は6月21日から7月11日です。

措置区域です。こちらは札幌市のことです。札幌市民への要請です。外出の際は、日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控えること。不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域との往来は極力控えることが要請されております。

飲食の際は、20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えることが要請されております。

飲食店等への要請です。要請内容といたしましては、営業時間は5時から20時まで、お酒の提供は、同一グループの入店は原則4人以内、アクリル板等の設置、手指消毒、マスクの着用、換気の徹底など、一定の要件を満たしたお店については、11時から19時まで酒類の提供ができることとし、条件を満たさないお店についてはお酒の提供を行わない、ということが要請されております。

イベントの開催についてです。人数上限5,000人、収容率は、大声があるものは100%以内、大声が想定されないものは50%以内とされております。営業時間は21時までとされております。

事業者への要請です。職場への出勤等について、出勤者数の7割削減を目指すことを含め、テレワークやローテーション勤務などが協力要請されております。また、休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検することも要請されております。

学校への要請です。運動会、体育祭、修学旅行などの学校行事を中止、延期、縮小すること。部活動は原則休止とすること、などが要請されております。

公立施設については原則休館とすることが要請されております。

飲食店等以外の施設への要請です。ショッピングセンター、百貨店、ゲームセンター、スーパー銭湯などの施設につきましては、営業時間は20時までとする営業時間の短縮が要請されております。

劇場・映画館・集会場・展示場・運動施設などについての要請です。イベントに準じた扱いを要請されておりました、人数上限5,000人、かつ収容率を超えないときは100%以内、大声があるときは50%以内、営業時間は20時まで

の短縮を要請されております。

次のページからは、その他の市町村ということで札幌市以外の市町村になりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の(2)について保健福祉局の栗崎局長、説明をお願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(保健福祉局 資料あり)

健康安全担当局長の栗崎でございます。「札幌市の感染状況について」ご説明します。1 ページ目をご覧ください。市内の新規感染者の1 週間の合計についてですが、5 月 23 日に最多の 2,600 人が確認されて以降、着実に減少してきており、6 月 17 日時点では 431 人、また、本日時点では 413 人となっております。人口 10 万人当たりでは、6 月 17 日時点で 22.0 人と、4 月 18 日以降、約 2 ヶ月ぶりに国のステージ 4、北海道で言いますところの警戒ステージ 5 の指標である人口 10 万人当たり 25 人を下回るところまで減少いたしましたが、依然として高い水準にあります。

2 ページ目をご覧ください。札幌市民の入院患者の状況などについてご説明します。6 月 17 日時点の入院患者数は 404 人と、5 月中旬以降 400 人を超える日が続いておりまして、新規感染者数に減少が見られる中で高止まりが続いていたところから、少し減少し始めたところではありますが、第 3 波のピークよりも相当高い水準であります。病床の状況につきましては、後ほど医務監からご報告をさせていただきますが、全国的にデルタ株の感染による再拡大も懸念されておりますことから、できるだけ新規感染者数を下げ、入院患者数を相当程度減少させ、医療提供体制への負荷を軽減させることが必要であると考えます。

3 ページ目をご覧ください。検査数についてですが、直近 1 週間の検査件数は、13,274 件と、新規感染者数の減少により、検査数も減少傾向にあり、陽性

率も、6月17日時点では3.2%と、国が示す指標の5%を下回る水準にまで低下してきております。

また、検査に関しまして、別紙の資料「新たなPCR検査センターの設置について」をご覧ください。来週、月曜日6月21日から、場所は非公開であります。臨時のPCR検査センターを除きまして、市内3ヶ所目となります。第3PCR検査センターを開設予定です。ドライブスルー形式により、1日約100件のPCR検査が可能です。検査体制の拡充により、新たな変異株、デルタ株等による感染者数の増加に備える体制が整うこととなります。

次に（資料「札幌市の感染状況について」の）4ページ目をご覧ください。年齢別の感染者の割合ですが、年代に大きな偏りは見られません。新規感染者数の減少傾向を持続させるためには、世代に関係なく、いたるところに感染の可能性があるということを意識した行動が必要であると言えます。

5ページ目をご覧ください。新規感染者の感染経路についてご説明します。家庭内感染や、会社での感染の割合がやや減少している一方、福祉施設や個人活動を感染経路とする割合に増加が見られています。

6ページ目をご覧ください。集団感染事例につきまして、全体の件数が減少しているものの、会社、職場、または福祉施設等の割合が増加しているほか、学校や保育施設等での発生が継続している状況です。

7ページ目をご覧ください。市内における人流、人出の状況についてご説明します。グラフは、札幌駅、大通駅、すすきの駅の夜8時時点の状況です。緊急事態宣言を延長した6月以降、人出に増加傾向が見られているところであります。

8ページ目をご覧ください。朝9時時点の人流ですが、6月以降、札幌駅付近の人流に増加が見られましたが、最近ではほぼ横ばいの状況であり、これは市民の皆さまの協力によりまして、人と人との接触を抑え続けていると言えるものと思われまます。

9ページ目をご覧ください。6月18日時点のワクチンの接種実績です。医療従事者への接種は、9割近くが2回目まで終了している状況です。また、高齢者につきましては、1回目の接種の進捗が約3割ということで、順調に進んでいると思われまますが、さらに加速するため、6月22日からは「札幌コンベ

ンションセンター」に開設する集団接種会場も活用し、進めてまいります。

また、国内におけるデルタ株の広がりや、これから道内が観光シーズンや夏休みを迎え、人流が増加することが見込まれることから、64歳以下の接種につきましても、準備を加速してまいります。

また、札幌市内の接種状況に関する情報をグラフにして、視覚的にわかりやすく示した、札幌市ワクチンメーターというものを、市のホームページで昨日から公開しております。今後は平日に情報を更新し、市民に対してわかりやすく情報を発信していく予定です。

私からは以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、保健福祉局の館石医務監、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(保健福祉局 資料なし)

保健福祉局、医務官の館石です。入院受入病床の現状についてご報告申し上げます。

6月18日時点における新規感染者数は54人となっており、ピーク時に比べて減少し、2桁台で推移をしております。一方で、入院患者数については、先ほどの説明に市外からの患者を合わせると441人と、依然として高い水準が続いており、引き続き注意を要する状況にあります。

5月13日に市内の医療機関へ感染症法に基づく協力要請を行ったところ、新たな医療機関に入院の受け入れに参画していただくとともに、既存の入院受入病院においても、さらなる増床という形でご協力をいただいているところであります。この結果、実質的な入院受入可能病床数は要請前の410床から6月17日時点で547床に増加いたしました。それでもなお、市外からの入院患者を合わせますと、実質的な病床使用率は8割を超えており、医療機関への大きな負荷が続く厳しい状況にあります。

こうした状況を脱するためには、新規感染者数を減らすとともに、感染対策をしっかりとることが非常に重要であり、ひいては医療体制の逼迫の解消にも

繋げていきたいと考えているところであります。引き続き、市民に必要な医療を確保するため、最大限の取り組みを続けてまいります。

私からは以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第（3）札幌市における取り組みに入らせていただきます。まず私から、「今後の感染拡大防止対策等について」という資料を用いてご説明をさせていただきます。

「1 北海道の取組」については、先ほどの事務局からの説明の通りですので、省略させていただきます。

「2 札幌市の取組」です。北海道の取り組みに加えまして、札幌市としても、以下の取り組みについて、まん延防止等重点措置の期間である7月11日まで継続を実施したいと考えております。まず、市有施設の原則休館です。札幌市営地下鉄・路面電車の始発時刻の繰り上げ、市内の主要観光施設等のライトアップなどの午後8時以降の夜間消灯の協力依頼、市立学校における修学旅行等の見合わせや部活動の原則休止、市内の大学・短期大学に対し、オンライン授業の活用やクラスを分割した授業の実施、部活動の原則休止などの要請です。

私からの説明は以上です。

続きまして、まちづくり政策局の小杉局長、説明お願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(まちづくり政策局 資料あり)

まちづくり政策局長の小角でございます。「感染状況を踏まえた区役所等の業務体制について」の資料をご覧ください。

札幌市におきましては、急速な感染拡大に対応するため、これまで市職員を大幅動員し、緊急的に保健所の体制を強化しておりましたが、新規感染者が大幅に減少するなど、直面する状況が変化しております。この現状に合わせて業務体制を見直すことで、感染の再拡大や速やかなワクチン接種拡大への対応も想定しながら、やむを得ず一部縮小していた業務を通常水準に戻していくこと

が必要となっております。

このため、一時休止をしておりました各保健センターでの乳幼児健診を、来週月曜日、6月21日より再開いたします。また、一部縮小しておりました市役所や区役所、市税事務所の窓口などの業務につきましても、順次、通常水準に移行することといたします。

また、区の新型コロナウイルス感染症対策室の運用につきましては、これまで担っておりました患者調査業務を保健所に集約するなど、区対策室の体制を見直し、自宅療養者の安否確認、感染拡大抑止に向けた普及、啓発に注力することとし、区役所等の業務再開に合わせて規模を縮小した上で、感染状況の変化などに即応できるよう、設置については継続していく考えです。

これに伴い、市民の皆さまにお願いいたしました人流抑制の観点から、今後引き続き、可能な限り来庁によらない手続き等をご活用いただくよう呼び掛けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、市民文化局の本間局長、説明お願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(市民文化局 資料あり)

市民文化局長の本間でございます。「ワクチン接種予約支援の取り組みについて」ご説明します。

『1 高齢者のワクチン予約「さぽーとステーション」について』です。これは、ワクチン接種予約でお困りの高齢者などへのお手伝いをしたいというNPOや企業等の支援の動きに対しまして、札幌市といたしましても、会場の確保や必要な資機材の提供、PRなどを担うことにより、共同による予約支援を促進する取り組みでございます。

6月16日から市内3ヶ所で開設され、高齢者を中心に予約を躊躇していた方やお困りの方にご利用いただいておりますが、ネット予約の枠が全て埋まったことから、各所とも本日をもって一旦終了することといたしております。

また、その他の地域につきましても、次回の予約開始日である7月7日の開設を目処に実施が見込まれておりますことから、引き続き必要な支援を続けてまいりたいと考えております。

なお、これまでNPO等の市民団体20団体、企業7社からの協力の申し出が寄せられておりまして、会場の提供や、機材の対応、ボランティアの派遣などの協力をいただいているところです。

『2 「ワクチン接種予約支援サポーター」宣言企業の募集について』です。これは保険の外交など、日頃の営業活動の中で、顧客や市民と接する際、ワクチン接種予約状況の確認ですとか、予約方法の説明、予約のお手伝いなどを実施していただける企業を募りまして、予約支援の輪を広げていく取り組みでございませう。

札幌市とまちづくりパートナー協定を締結している企業と、札幌まちづくりスマイル企業に登録されている企業にお声掛けをさせていただいたところ、12社にご賛同いただきまして、宣言をしていただけることとなりました。

今後につきましては、札幌商工会議所などの業界団体などを通じた周知を進めるとともに、広く公募し、支援の輪が広がるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、経済観光局の田中局長、説明をよろしく申し上げます。

【各本部員(各局局長職)】

(経済観光局 資料あり)

経済観光局長の田中でございます。私から2点ご説明申し上げます。

まず1点目が、「営業時間短縮等の要請に応じる飲食店への協力支援金について」です。先ほどの事務局からの説明の通り、飲食店の皆さまには現在、休業や営業時間の短縮、酒類提供の終日禁止などにご協力いただいておりますが、6月21日以降も引き続き営業の短縮をお願いするものでございます。

要請期間は6月21日から7月11日までの21日間、対象施設は、飲食店、

カラオケ店等でございます。

要請の内容ですが、営業時間は午前5時から午後8時までですが、酒類提供がこれまで終日禁止だったところ、午前11時から午後7時まで可能となります。ただし、これには一定の要件を満たすことが必要となっております、その要件ですが、例えば、利用者は4人以内、アクリル板等の設置をする、など9項目を満たしていただくことが条件となっています。

これに伴う協力支援金でございますが、支援金1店舗1日当たり、中小企業では3万円から10万円、これは今の緊急事態措置（の協力支援金）から、下限が4万円から3万円に引き下げられております。大企業におきましては上限20万円と変わりません。

要請期間と申請受付期間ですが、今回の営業時間の短縮要請は4月27日からと長期になっております。飲食店の皆さまの資金繰りを考慮して、要請期間で区切って、それぞれ申請期間を設けております。上の2段（要請期間が4月27日から5月11日分と5月12日から5月31日分）については、すでに受け付けが開始されておまして、一部では支給が始まっております。おおむね申請受け付けから3週間程度で支給を完了しているところでございます。

続きまして、もう1点が「ワクチン職域接種に係る融資制度の創設について」です。企業が独自に職域接種を行っていただく場合には、医師や看護師など人件費、会場使用料などに多額の経費がかかる一方で、国による費用負担は後払いになることなどから、中小企業においてはその間の資金の融通が課題となっております。そこで、実質無利子・無担保の融資制度を創設いたしまして、資金調達の円滑化を図るものでございます。

融資対象ですが、職域接種を実施していただく中小企業等は、一般社団法人、一般財団法人を含む、ということにしております。

融資条件ですが、融資限度額は5,000万、融資期間は1年以内として、融資利率は1%以内としておりますが、全額を札幌市が利子を補給することとしております。また、担保につきましては、札幌市が損失補償契約を結ぶ金融機関から借りていただいて、無担保とさせていただきます。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

その他、説明のある方いらっしゃいますか。

それでは、本部長であります秋元市長からご指示をいただきたいと思えます。

【本部長(秋元市長)】

市民や事業者の皆さまには、長期間に渡る感染対策にご理解・ご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

また、札幌市医師会をはじめとした医療関係者の皆さまには、医療の逼迫が厳しい中、昼夜を問わず懸命に治療にあたっていただき、発熱外来やワクチン接種にもご協力をいただいていることに心より感謝申し上げます。

札幌市は、6月21日より緊急事態措置が解除され、まん延防止等重点措置が適用されることになりました。

皆さまのご協力により、市内の感染者数は着実に減少し、人口10万人あたりの週合計の感染者数は本日時点で21.1人となりましたが、実質的な病床使用率は8割を超える高止まりの状況であり、医療の逼迫は依然として予断を許さない状況にあります。

また、今後7月、8月は、夏休みやお盆の帰省などにより、人の動きが活発となるほか、今後はデルタ株の影響による感染の再拡大も懸念されるところです。

感染再拡大を防ぐためには、ワクチン接種をこれまで以上に加速化させるとともに人と人との接触機会を抑え込む強い措置を継続し、感染状況や医療提供体制を改善させていかなければならないと考えております。

市民の皆さまには、引き続きご負担をお掛けしますが、外出自粛の徹底とマスクの着用、手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底に、今一度ご協力をお願いいたします。

また、市役所・区役所・市税事務所の窓口などの業務については順次、通常水準に移行しますが、各種手続きやご相談などは、可能な限り電話やメール、郵送等をご活用いただき、できる限り来庁をお控えいただくよう、引き続き、重ねてお願いいたします。

札幌市民以外の皆さまにはこの厳しい状況をご理解いただき、札幌市との往

来は極力お控えいただくようお願いいたします。

事業者の皆さまには、職場内における感染防止対策を徹底していただくとともに、営業時間の短縮や出勤者の削減などに引き続き、ご協力をお願いいたします。

次に、本部長として本部員に指示を3点いたします。

今回の第4波では、対策期間が長期に及んでおり、とりわけ飲食店の皆さまへの負担増が著しいことから、今回新たに決められた酒類提供のために必要な感染対策などについて丁寧に説明の上、ご理解とご協力を得られるよう取り組み、迅速な支給金・支援金の支給に引き続き取り組むこと。

病床の確保など引き続き、医療提供体制の整備を推し進めるとともに、感染の再拡大を防ぐためワクチン接種の加速化やデルタ株への対応が極めて重要であることから、早急に専門家の意見もお聞きした上、実効性の高い対策を講じること。

各区の新型コロナウイルス感染症対策室については、新たな体制に移行することになるが、感染再拡大に備えて設置を継続の上、即応できる体制を整えておくこと。

以上を指示いたします。

【危機管理対策室長】

各局におかれましては、ただいまの本部長指示を踏まえまして、今後の対応をよろしくお願いいたします。

なお、次回の本部会議でございますが、予定では6月25日金曜日、16時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。